



新がん先進医療特約、特別団体扱特約および集団扱特約の約款の誤表記

「新がん先進医療特約」、「特別団体扱特約」および「集団扱特約」において、約款に一部表記の誤りがございました。

誤表記についてお詫びし、以下のとおり訂正内容についてご案内申し上げます。

なお、本誤表記によりお客さまに不利益となることやご対応いただくことはございません。

弊社では、再発防止とともにより一層のサービス向上に努めてまいりますので、今後ともご愛顧いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

1. 対象特約

- ・新がん先進医療特約
- ・特別団体扱特約
- ・集団扱特約

終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に対象特約を付加した場合に対象となります。その他の商品には、本誤表記による影響はございません。

2. 該当箇所

（1）新がん先進医療特約 第2条

正	誤
（中略）ただし、 <u>第1条</u> （特約の締結および保険期間の始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加する場合、この特約の保険料の払込の免除については、この特約の保険期間の始期から責任を負います。	（中略）ただし、 <u>第2条</u> （特約の締結および保険期間の始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加する場合、この特約の保険料の払込の免除については、この特約の保険期間の始期から責任を負います。

（2）特別団体扱特約 第15条（4）、集団扱特約 第13条（4）

正	誤
この特約を終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。 （中略）第1回保険料を一括徴収する契約とする取りきめのうち、保険期間の始期および契約日に関する規定については、次のとおり取り扱います。	この特約を終身がん保険（C2）（がん治療給付型）または終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。 （中略）第1回保険料を給与控除にて支払う契約とする取りきめのうち、保険期間の始期および契約日に関する規定については、次のとおり取り扱います。

3. 対象となる「契約概要・注意喚起情報 ご契約のしおり・約款」

【対象となる冊子】

2021年10月2日から2022年8月31日までに配布された終身がん保険（C2）（がん治療給付型）、終身がん保険（C3）（がん診断給付型）「契約概要・注意喚起情報 ご契約のしおり・約款」のうち、表紙に「2021年10月」および「2021年10月②」と記載の冊子

【対象となるWeb約款】

2021年10月2日から2022年7月13日までに当社公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードされた終身がん保険（C2）（がん治療給付型）、終身がん保険（C3）（がん診断給付型）Web約款のうち、表紙に「2021年10月」および「2021年10月②」と記載のもの

※表紙に「2022年7月改訂」または「2022年7月」と記載の冊子は、正しい内容になっております。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

SOMPOひまわり生命保険株式会社

広報部 森谷

TEL：03-6742-2030

E-mail: koho_communication@himawari-life.co.jp